

第二回國會 司法委員會會議錄第三十五号

昭和二十三年六月十八日(金曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長代理 理事石川金次郎君

理事 佐瀬昌三君

松本弘君

石井繁九君

柳原千代君

中村俊夫君

吉田安君

出席政府委員

秘書長官 木内曾益君

法務廳事務官 野木新一君

委員外の出席者

専門調査員 小木貞一君

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第六九号)

(筆記)

○石川委員長代理 開會する。

刑事訴訟法を改正する法律案を議題とし、質疑を繼續する。

○花村委員 刑事訴訟法は裁判権を實行するものである。この裁判権と憲法上の司法権とは同一に見てよい。

○木内政府委員 大体同一に考へてよい。

○花村委員 日本國憲法は大体米國憲法を倣つてゐる。三権分立が強調されてゐる。従つて司法権は獨立してゐると思ふがどうか。

○木内政府委員 その通りと考へる。

○花村委員 參議院の裁判官の不当処

理調査においては、たとえば保釈が正當か、どうか等というところを取上げてゐるが、かかることが司法の獨立という観点から見てできるか。

○木内政府委員 承知する範圍では、裁判の當否ではなく、保釈許可等について、他からの圧迫とか、讀職的行為とかの有無を調査してゐるのであると承知する。憲法による國會は國の最高機關であるから、まつたく他と無關係であるとは言ひ得ないので、この程度の調査は決して國會が裁判権を侵すとは考へない。

○花村委員 立法院が國家機關の最高機關であるから、司法、行政に干渉し得るとは言えない。憲法六十二條に則つて、各々國政に関する調査を行つて、あるこの國政の中に、三権が含まれる建前の下に、かかる事案を取扱ひ得るのではないかと考へられるがどうか。また國政の中には司法、立法、行政が含まれるの解釈か。

○木内政府委員 重要な問題であり、ただちに答弁しかねるので留保された。

○花村委員 刑事訴訟法に基く裁判権の行使に対して、兩院議員が調査することができると、またできないとすれば、それに附随する程度の調査ができるかの限界を明らかにされたい。新案では當事者主義の徹底によつて、この点進歩を見てゐるが、旧來の慣例から裁判所と檢察廳とが一体のような關係にあつたというやうな情実などがあり、當事者主義の新しい刑事訴訟法

の建前が判然適用されないのではない。天野判事問題の逮捕状のこと等は、一つの表面に表れた事例であるが、逮捕状や令狀その他について法律の規定に則つてゐるか。便宜上の扱いを求めている節があるのではないかと見られる。當事者主義の十分な發揚といふことで、明らかな裁判手続の行われるには、旧來の弊害を一掃して、檢察廳と裁判所との因縁を捫拭し、刑事上の手続が公正であると國民が認識するようにすることが、本案の実施にあたつて重大なことと思ふがどうか。

○木内政府委員 從來指摘されたやうな誤解を受けた場合がないわけではないが、今回改正の根本の問題はそこにあるので、たとえば公判審理にしても、公判開廷前の記録の精査等がある種の誤解を受けるのではないかと思われ、これが適正な裁判の障害になるのではないかと考へたので、改正案では事件の内容について裁判官に予断を抱かせるやうな書類は一切つけぬこととした。また提出書類にしても聴取書等が一切出せるのではなく制限されておき、徹底した公判中心主義で、裁判官は白紙の状態で裁判するのであるから懸念の点は除かれると考へる。なおまた逮捕状や令狀の發付については應急措置法の実施によつてこの点以前と變つたと考へる。本案が実施されれば、令狀の發付等は被告人の人權に関する重大な問題であるから、十分檢察官等に注意し、また裁判所も從來のやうな誤解のあるやうな令狀はないと推

測する。

○石川委員長 休憩する。

午前十一時五十分休憩

午後一時三十分開議

○石川委員長代理 休憩前に引續き開會する。

本日午前の花村委員の質疑は一應總括的質疑が終る予定であつたので、本日をもつて總括的質疑を打ち切り、次回より逐條審議に入りたいがどうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石川委員長代理 次回から逐條的質疑に入ることとし、本日はこの程度で散會する。

午後一時四十分散會

昭和二十三年十一月一日印刷

昭和二十三年十一月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局